國際私法は、その内容の特殊性もあり研究者も數少なかつた

研究報告

神戶大學

昭和二十五年五月五日

わが民事法上における住所

の如くである。 和二十四年の秋には國際私法學會の成立を見、既に數囘の學會 となつていた獨立の一學會を組織してはとの議が熟し、遂に昭 に增大し、研究者も亦相當の數に達した。そこで從來から問題 含まれ、また終戰後成立した日本私法學會にも參加している。 的な法律の學會として、最も長い歴史を有する國際法學會へそ が開催され、發展の一途を辿つている。その概要を示せば、次 しかるに近時この學問に對する一般の認識が高まり需要性も傾 の機關誌たる國際法外交雜誌は旣に五十卷を超えている)中に ところから、斯學の研究者は、常初から、わが國における全國

第一囘例會

昭和二十四年十一月四日

神戶大學

研究報告

マンチニの國際私法理論

國際私法上における裁判管轄と當事者の國籍

東大助教授 池原季雄

研究報告

東京神田、如水會別館 昭和二十六年五月一日

英法上の住所

京大教授 齋藤武生

神大教授 川上太郎

第五囘例會·

時 昭和二十六年十一月五日

第二囘例會

國際私法學方法論

研究報告 所 神戸大學

ロシア會社の法律上の地位

準據戦觸法の問題

橋大教授 久保岩太郎

國際私法上における住所地概念の決定

屬人法における本國主義と住所地主義 京大教授

屬地主義理論

東北大助教授

第三囘例會

京都、西園寺公別邸清風莊 昭和二十五年十月二十七日

研究報告

外國會社の支店の國際私法上における地位

歐洲より歸りて

神大教授

東大教授

東北大教授 折茂

同大助教授

中大助手 桑田三郎

115

齋藤武生

東大教授 折茂 豐 江川英文

昭和二十七年四月三十日

東京神田、中大舊西園寺邸

國際私法上における婚姻の身分的效力

國際私法上における夫婦財産制

あるため、會員の研究報告を擔當する機會の頻繁なことは、恐 入しており、しかもその學會內において何れも國際私法部會が において、殆んどすべて國際私法學會及び日本私法學會にも加 字通り協力していることである。またこの數少ない會員が他方 例えば研究報告の課題の如きも、自己自らの問題として取り上 なつており、從つて會員も少數ではあるが、會員各自が問題、 本學會の特色ともいうべきものは、殆んど専門學者のみから 如何にして掘り下げ如何に開拓して行くべきかにつき、文 京大助教授 溜池良夫

講座が計畫され、大體において第一卷國際私法總論、第二卷國 あるが、事實上、本學會の會員十數氏執筆豫定の下に國際私法 らく他の學會に例を見ないであろう。 際民法、第三卷、國際私法特殊問題の全三卷、密植各卷二五〇 つた部分につき、學界並に實際界の要望に應え、その渴を醫し 頁が刊行されんとしている。從來望んで、しかも實現し得なか 會員の協力の一つの顯われとして、國際法學會編の名義では

得るところが多いであろう。(久保岩太郎)